

## 呉市事業者向け補助金等申請サポート事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、雇用の安定及び事業活動の継続を図るため、国、広島県及び呉市が実施する新型コロナウイルス感染症に伴う補助金等（以下「事業者向け補助金等」という。）の申請を行う市内の中小企業者等に対し、予算の範囲内で、呉市事業者向け補助金等申請サポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の対象となる事業及び経費)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業者向け補助金等の申請に係るサポート事業とし、補助金の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業者向け補助金等の申請に係るサポートに要する行政書士及び社会保険労務士への委託費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者に係る次のいずれかに該当する者
  - ア 当該中小企業者のうち、市内に本社又は主たる事業所を有する者
  - イ 当該中小企業者が雇用する労働者で市内に住所を有する者（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を申請する者に限る。）
- (2) 事業者向け補助金等について、国、広島県及び呉市から補助金等の支給決定を受けている者で呉市が認めた者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者
- (5) 公的資金の交付先として社会通念上適正であると市長が認める者

### (補助金の額)

第4条 行政書士に委託する場合の補助金の額は、補助対象経費の10分の5（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、5万円を限度とする。

2 社会保険労務士に委託する場合の補助金の額は、補助対象経費の10分の10（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。

3 補助対象経費に対し、国、地方公共団体その他の団体等から別に助成措置等を受けたときは、当該補助

対象経費から当該助成措置等の額を控除する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、呉市事業者向け補助金等申請サポート事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 行政書士又は社会保険労務士への委託見積書（新型コロナウイルス感染症に関連するものに限る。）の写し
- (2) 市税の滞納のない証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）の写し
- (3) 暴力団排除に関する誓約書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付等の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは呉市事業者向け補助金等申請サポート事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めたときは呉市事業者向け補助金等申請サポート事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助対象事業の計画の変更をするときは、呉市事業者向け補助金等申請サポート事業補助金計画変更承認申請書（様式第4号）を提出して、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(変更等の決定)

第8条 市長は、前条の規定により呉市事業者向け補助金等申請サポート事業補助金計画変更承認申請書の提出があったときは、変更内容を審査の上、適当と認めたときは呉市事業者向け補助金等申請サポート事業補助金計画変更承認通知書（様式第5号）により、適当でないと認めたときは呉市事業者向け補助金等申請サポート事業補助金計画変更不承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績の報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から40日を経過する日までに、呉市事業者向け補助金等申請サポート事業補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者向け補助金等の支給決定通知書の写し

- (2) 行政書士又は社会保険労務士と締結した事業者向け補助金等の申請等に係る契約を証するものの写し
- (3) 行政書士又は社会保険労務士への委託費（新型コロナウイルス感染症に関連するものに限る。）の支払を証明する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、実績報告書の内容について、実地に調査することができる。

#### （補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、呉市事業者向け補助金等申請サポート事業補助金額確定通知書（様式第8号。以下「確定通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。

#### （補助金の交付）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、確定通知書に基づき、呉市事業者向け補助金等申請サポート事業補助金交付請求書（様式第9号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、補助事業者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

#### （交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正又は虚偽の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に定める補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) その他補助金の交付が適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをしたときは、呉市事業者向け補助金等申請サポート事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

#### （代理受領）

第13条 申請者は、代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、第5条の規定による補助金交付申請書又は第9条の規定による補助金実績報告書を市長に提出する際に、代理受領委任状（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(代理受領の変更)

第14条 申請者は、代理受領の内容を変更するときは、速やかに代理受領変更届(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、代理受領を中止しようとするときは、速やかに代理受領中止届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(規定の準用)

第15条 第11条及び第12条の規定は、第13条の規定により代理受領委任状の提出があった場合の補助金の交付及び交付決定の取消しについて準用する。この場合において、第11条中「補助事業者」とあるのは「代理受領者」と、「呉市事業者向け補助金等申請サポート事業補助金交付請求書(様式第9号)」とあるのは「呉市事業者向け補助金等申請サポート事業代理受領補助金交付請求書(様式第14号)」と、第12条中「補助事業者」とあるのは「補助事業者又は代理受領者」と読み替える。

2 前項の規定により読み替えた後の請求書には、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実施した事業に係る申請者宛ての請求書

(2) 実施した事業の委託費から補助金額を差し引いた額の支払を証明する書類の写し

(補助金の交付手続の特例)

第16条 市長は、必要と認めた場合に限り、規則第23条の規定による手続の併合のほか、申請者の事情に応じて特定の手続を省略することができる。

(その他)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年5月11日から実施し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて締結した事業者向け補助金等の申請等に係る契約に適用する。

付 則

この要綱は、令和2年7月15日から実施し、この要綱による改正後の呉市事業者向け補助金等申請サポート事業補助金交付要綱の規定は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて締結した事業者向け補助金等の申請等に係る契約に適用する。